

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第五編 労農政党

第三章 共産党

第四節 民主民族戦線の結成ならびに共同綱領についての檄文

共産党第一八回拡大中央委員会の諸決定にもとずいてなされた重要な決定は「当面する労働組合運動の方針」(二月一二日)と「民主民族戦線の結成ならびに共同綱領についての檄文」(三月二二日)の二つである(前者については第二部第二編を参照)。

前述のとおり、すでに一月二五日の衆議院本会議における演説で野坂参三議員は民族戦線の綱領を提唱したが、その内容はつぎのようなものであった。

一、ポツダム宣言の厳正実施を基本とする全面講和の促進—完全な自主権の回復—講和締結後すみやかなる全占領軍の撤退。二、四大国の協力を基礎とする全世界の平和愛好諸国による安全保障。三、いかなる口実によるにせよ軍事基地化絶対反対。四、ポツダム、カイロ、ヤルタの諸協定による領土の帰属問題の解決。五、わが産業と農業を外国への隷属から守るため保護政策の確立。六、中国、ソ同盟、その他世界各国との自由貿易、平和的商船隊の建設。七、軍事的でない平和的な公共事業による災害復旧、農業生産力の維持培養、失業の防止と救済。八、平和産業と貿易の発展による国民生活の安定と向上。九、民主的自由の確立。

そして「この綱領は、一党一派の綱領ではない。真の愛国者の綱領である。社会党、民主党、その他の野党だけでなく、与党内の愛国者にも当然賛成さるべき綱領である。わが共産党はこの綱領のもとに諸君と手をにぎる用意がある」と結んだ。

いうまでもなく、この提案は第一八回拡大中央委員会の決定にもとずいているのであるが、中央委員会は、さらに、三月二二日、つぎのような「民主民族戦線の結成ならびに共同綱領」についての長文のアピールを発表したのである。

ポツダム宣言を受諾して、わが国が無条件降伏し、また、この宣言にもとずいて、連合国軍がわが国を管理し始めてから、すでに四年半たった。

ところが、遺憾なことには、祖国日本の現実の状態は、この宣言の示す方向とはまったく反対の方向にすすみつつあることを認めざるを得ないのである。わが国の自主性は失われて、政治・経済・文化・国民生活—すべての分野にわたって、外国独占資本の支配が全面的に浸透し、しかも全国土を第三次世界大戦の永久的軍事基地に転化しようとする工作が強力に遂行されているのである。

なによりも重要なことは、わが国が、社会主義国、人民民主主義国、植民地諸国の解放運動に反対する橋頭堡に転化されつつある事実である。すなわち、世界の平和勢力の増大、植民地における民族解放闘争の発展、恐慌の深刻化などに直面した国際独占

資本が、その危機と崩壊からまぬかれる道を新しい戦争にもとめようとしているのである。

それゆえに、真に、国の独立と平和と安全を望むならば、日本を隷属化し、そして世界戦争体制にまきこみつつある帝国主義とこれに奉仕する国内の売国政府の政策に対して、全愛国者は、世界の平和勢力と提携しつつ全力をあげて反対し、闘争しなければならぬ。これ以外に、わが民族の生きる道はないのである。

われわれは何よりもまずポツダム宣言にもとづく祖国日本の民主化と非軍事化と、主権の完全な回復と、諸民族間の強固な平和を心から望むものである。それゆえに、労働者を先頭として、農民、漁民、知識人、中小商工業者、民族資本家、その他あらゆる愛国的な人々に、その政治的見解や政党所属や信教の差別いかんにかかわらず、日本民族の光栄ある共通の目的のために、一切の行きがかりを捨て、民族の独立をおかす帝国主義的勢力と、これに結合する国内の売国勢力に対して、ともに闘われんことを呼びかけるものである。

そして、わが共産党は、全愛国者の大同団結と共同行動のための綱領を、ここに提案し、これを真に国民を奮起させる行動の指針としたいのである。

一、われわれはポツダム宣言にもとづく公正な全面講和が一日も早く締結されることを要求し、完全な主権の回復と、講和締結後すみやかに全占領軍が撤退することを要求し、民主民族戦線政府の樹立をめざす。

二、われわれは、米・英・ソ・中国の平和協定および中ソ友好同盟条約を基礎とする世界の平和愛好諸国による世界平和の確立と、これにもとづく日本の安全保障を要求し、ポツダム、カイロ、ヤルタの諸協定による日本領土の帰属問題の公正な解決を要求する。

三、われわれは、いかなる口実によるにせよ、日本を軍事基地化し、あるいは、日本人を肉弾に供する軍事同盟に加盟させようとする陰謀に絶対反対するとともに、新聞、ラヂオ、出版、集会等による戦争兆発の宣伝の即時禁止と、世界の平和愛好勢力を支持し、協力する活動の自由を要求する。

四、われわれは、わが国の自主的再建と国民生活の安定と向上のために、平和産業の無制限な発展、中国、ソ同盟、その他世界各国との、平等、互惠の自主貿易の即時再開を要求するとともに、日本の産業と農業を外国資本による破壊と隷属から守るために、保護政策の確立を要求する。また、われわれは、世界平和のために軍需品の生産と、その外国への輸送とを禁止することを要求する。

五、われわれは、極東委員会の「日本労働組合についての一六原則」の無条件実施と、この原則の精神に違反しているすべての労働関係諸法令の即時廃止、あらゆる勤労者に対する最低生活の保証ならびに失業の防止と救済とを要求する。

六、われわれは、国庫負担による災害復旧、治山、治水、開墾、干拓を要求し、働く農民に土地を保証し、強権供出制度の廃止農業経営を破壊する価格政策と重税の廃止を要求し、かつ日本の農業を破滅させる外国食糧の押しつけ輸入に反対する。

七、われわれは、外国資本に隷属し、軍事的潜勢力になる略奪的独占漁業の禁止を要求し、制限漁区の撤廃と公海における自主的操業を要求する。

八、われわれは、巨額にのぼる戦争準備予算に反対し、わが産業金融、輸送、貿易の外国資本による支配を禁止することを要求する。

九、われわれは、全額国庫負担による義務教育の完全実施と、六・三制児童に正しい日本の歴史、地理の教授を要求し、職能偏重の高等教育に反対し、基礎的教育の充実、学生生活の安定のために有効な援助、ならびに青少年の頽廃と不良化からの保護を要求する。

一〇、われわれは、戦死者および行方不明者の遺家族の生活の保障と、戦傷病者及び戦災孤児の完全な保護、外地引揚者に職業と住居と生活の保証、ならびに売春行爲の原因の除去を要求する。

一一、中小商工業者の経営を破壊する苛酷な税金を廃止し、中小商工業者の営業の自由と保護を要求する。

一二、われわれは、科学、技術のあらゆる領域における研究と実験の完全な自由、民族的、人民的芸術文化の保存と発展、ならびに知識人と学生の状態の改善を要求し、外国勢力による新聞ラヂオ等の干渉に反対し、一切の検閲制度の廃止と、あらゆる外国との文化交流の自由を要求する。

一三、われわれは、在日少数民族に対する不当な差別待遇に反対して、その民主的権利、職業、生活、教育を保証することを要求する。

一四、われわれは、地方自治体に対する中央政府の干渉と圧迫に反対し、地方戦災都市の復興と庶民住宅の建築に対する中央政府の無条件にして有効な援助を要求する。

一五、われわれは、国会の運営、予算の編成、中央と地方の行政外交等々の自主性の確保を要求する。

一六、われわれは、言論、出版、集合、結社、ストライキ、示威運動の完全な自由を要求し、団体等規正令の悪用による民主的団体に対する弾圧に反対する。

一七、われわれは、軍事的潜勢力である細菌戦犯をふくむ一切の戦争犯罪人、公職追放者、その他の反動分子の政治的活動を嚴重に禁止すると共に、民主的政治犯の即時釈放を要求する。

一八、われわれは、全世界の平和勢力との緊密な提携を要求する。

以上は祖国を憂う者すべての共通の綱領であり、熱望である。いかにして、この要望を実現するか。それは、たゞ一つのことだけが必要である。すなわち、全国の愛国者が、あらゆる日常の痛切な要求のために共同してたたかいつつ、右の綱領の原則のもとに、大同団結して、民族の敵と勇敢にたたかうこと—この一事である。この場合に、わが民族を外国資本に売りわたして、自己の利益と地位とをまもろうとする民族の裏切者を打倒すること、なかんずく、勤労階級の中で、帝国主義の走狗として、戦線の分裂と闘争の失敗のために策動している悪質な社会民主主義者と闘争して、彼等の妨害を封殺

する必要がある。

過去において、日本の帝国主義者が侵略戦争を起すことができたのも、また、現在、内外の反動勢力が日本を植民地化しつつあるのも、その原因の一つは、これらの企図をくじくだけの強大な国民の団結と闘争とが欠けていることである。

終戦後まもなく民主民族戦線結成の必要がさげばれ、その後、民主主義擁護同盟をはじめとしてその他の平和と独立と自由とをめざす大衆組織がつくられて、ある成果をあげた。しかし、それにもかかわらず、その努力と成果とは、きわめて不十分であることを、われわれは認めなければならぬ。今こそ、眞に広大な人民を擁する団結が痛切に求められているのである。

このアピールが発表された翌二三日、中央委員会書記局は、共産党の当面の主要スローガンと部分スローガンを決定した。これらのスローガンは民主民族戦線の共同綱領と関連しており、六月の参議院選挙にさいして共産党のスローガンとなった(四月二七日および五月五日の中央委員会声明)。

当面の主要スローガン

一、ポツダム宣言にもとづく全面講和

講和成立後、全占領軍のすみやかな撤退

二、戦争反対、植民地化と軍事基地化に反対

平和の擁護、平和愛好諸国民との友好提携

三、植民地的奴隷生活反対、基本的人権の擁護、平和産業の無制限拡大、ソ同盟・中国・朝鮮その他との自主貿易

四、帝国主義の復活反対、天皇制・売国的反動勢力と吉田内閣の打倒、裏切り社会民主主義者の排撃

五、労働戦線の統一

すべての愛国者は民主民族戦線へ

民族の独立達成と民主人民政府の樹立

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
